

令和7年度クールビズの期間設定廃止及び
クールビズ・ウォームビズの通年実施について

1. 主旨

区では、エネルギー需要の抑制を図り、地球温暖化対策と節電を推進していくために、例年実施していたクールビズの期間設定を廃止し、令和7年度から年間を通じてクールビズ・ウォームビズを実施することとする。

2. クールビズ・ウォームビズについて

- (1) 過度な冷暖房に頼らず、様々な工夫をして夏や冬を快適に過ごすライフスタイルとして、政府が提唱し、国は平成17年度から実施。
- (2) 本区では、これまで、エコオフィス手順書別紙1「省エネルギー・省資源チェックリスト」に「夏は軽装、冬は重ね着をする等、室温にふさわしい服装にする。」と定め、庁内公開サイト等で周知をしてきた。クールビズについては、期間を設定し全庁及び区民周知を実施していたが、ウォームビズの期間設定及び区民周知は実施していなかった。

(令和6年度クールビズ：令和6年5月1日（水曜日）～10月31日（木曜日）で実施)

- (3) 国では令和3年度から全国一律での期間設定をとりやめ、一人ひとりが気候等に応じて服装の選択をするよう呼びかけている。なお、令和6年度 環境省では、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動、「デコ活」を推進し、その一環として、日々の気温や仕事環境等に応じた適正な温度での空調使用と、各自の判断による快適で働きやすい軽装を呼び掛け、実践するよう求めている。

3. 令和7年度からの区の取り組み方針

- (1) クールビズの期間設定を廃止し、クールビズ及びウォームビズを年間通じ実施する。
- (2) 気候状況や体調など、個々の事情に応じて、職員各自が適宜判断して取り組む。

4. 取り組み内容

- (1) 夏場や冬場でも快適で働きやすい服装で業務を行う。
ただし、式典等のTPOに応じ、相応の服装を選択すべき場合を除く。
TPOをわきまえ、区職員の執務時の服装として、区民に不快感や違和感を与えないよう取り組む。
- (2) 区主催の行事や会議の実施に当たっては、参加者に対しても、適宜クールビズ・ウォームビズの取り組みを呼びかける。
- (3) 区関係機関や外郭団体に対しても周知し、節電・省エネの意識向上をはじめ、区民参加の地球温暖化対策を推進する。

5. 周知方法

- (1) 区のおしらせ（5月1日号）、ホームページへの掲載
- (2) 各所管課により、必要に応じて、次の案内を行う。

外部委員を含む会議等の案内（開催通知文への記載例）

「区では、クールビズ・ウォームビズを通年で実施しています。この取組みにご協力いただき、来庁時は夏は軽装、冬は重ね着をする等、室温に合わせた服装でお越しくください。」

6. その他

- (1) ノーネクタイ等の軽装は強制ではないので、体感温度やTPOに応じて柔軟な対応をお願いします。
- (2) 本取組みに関し、本庁舎への掲示物の張り出しは行わず、デジタルサイネージでの啓発を行う。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和7年 5月 クールビズ・ウォームビズ通年開始、区民周知